

事業名	認知症対策事業費	財務コード (事業)	730413
-----	----------	---------------	--------

細事業名	高齢者権利擁護等推進事業費
------	---------------

担当部課室	福祉保健 部 長寿社会 課 介護サービス振興 担当 (内線)	3132
-------	--------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H12 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 介護保険施設等の事業者及び介護従事者	その対象をどのような状態にして 介護現場における身体拘束の廃止等 高齢者権利擁護の取り組みを支援されている	結果、何に結びつけるのか 質の高い介護サービスの実現
	事業の内容 ※主に23年度 ○山梨県高齢者権利擁護等推進部会の開催 介護現場における身体拘束廃止への取り組みや虐待防止への取り組み等を支援するため山梨県高齢者権利擁護等推進部会を開催する。 開催日：平成23年12月15日及び平成24年3月15日 会場：県民会館会議室 出席者：推進部会委員（関係団体の長、学識経験者、法務局職員等） ○介護保険施設等身体拘束実施調査の実施 県内の介護保険施設等における身体拘束の実態を把握し、身体拘束解消に向けた今後の施策の参考とするため実施する。 なお、調査結果については推進部会の議題とする。 回収率：H23年度回収率98%		
根拠法令等	山梨県高齢者権利擁護等推進部会設置要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度		23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	高齢者権利擁護等推進部会開催回数	2回	2回	2回	2回	2回	目標設定の考え方 推進部会の開催回数
	身体拘束実態調査回収率	86.5%	100%	98%	100%	100%	データの出典等 介護保険施設等身体拘束実態調査
	活動指標達成率(実績値/目標値)			%			
成果指標	介護保険施設等において身体拘束を受けていないサービス利用者の割合	96.39% (7168/7361)	100%	98.03% (8046/8207)	98%	100%	目標設定の考え方 身体拘束廃止への取り組みの支援を推進部会の設置目的としているため100%を目標とする。
	成果指標達成率(実績値/目標値)			98.0 %			データの出典等 介護保険施設等身体拘束実態調査
決算額、予算額	68		176	227	235	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	34		88	114	118	介護サービスの提供者・利用者双方の代表者の立場から、高齢者の権利擁護について活発な意見交換が行われ、事例検討会や研修に対する提言など相互に事業を改善するための取り組みとなっている。	
所要時間(直接分)	294 時間		294 時間	294 時間	254 時間		
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間		
所要時間計	294 時間		294 時間	294 時間	254 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	594		594	594	513		

III これまでの事業の見直し・改善状況

介護制度では、介護保険施設等における身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止されたため、平成12年度から「山梨県身体拘束解消推進会議」を設置してきたが、平成19年4月の高齢者虐待防止法の施行等も踏まえ、平成19年度から高齢者への虐待防止等を含めた対策を行なう「山梨県高齢者権利擁護等推進部会」へと改組し、身体拘束廃止や虐待防止への取り組み等を支援している。
--

#### IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 推進部会については、計画通り2回開催したため、予定どおりの活動量があった。 身体拘束実態調査についても、調査票回収率がほぼ目標どおりであったため、予定どおりの活動量があった。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 身体拘束実態調査を実施することにより、身体拘束を受けている者の割合や、そのうちの過半数が身体拘束を実施する際の要件を満たしていないこと等、今後の取り組むべき課題が明らかになった。また、推進部会は、それらの課題を踏まえ、介護サービス提供者側である各種施設団体の代表者と利用者側である家族が一同に会して、課題解決のための意見交換や県事業への提案の場として有意義な会議となっており、事業は意図した成果をほぼ上げている。
b	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

#### V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目
有	介護ニーズの多様化や認知症高齢者の増加などにより、介護保険施設等には、身体拘束の解消を含め、幅広い権利擁護の取組が求められており、従来から実施してきた「介護保険施設等身体拘束実態調査」についても権利擁護の視点から調査項目等について全面的な見直しを行う。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の 判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

#### VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	これまで主に介護保険施設等における身体拘束に関する項目について実態調査を実施してきたが、より幅広い権利擁護の取組みを推進するため、「尊厳の保持」、「プライバシーの確保」、「自己決定権」など権利擁護に関する項目を主とした実態調査への全面的な見直しを行うとともに、介護保険施設における権利擁護に関するチェックシートの作成支援など、推進部会での協議などを通じて新たな取り組みの検討を行う。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。